

別紙

諮問第1536号、第1537号、第1538号

答 申

1 審査会の結論

「立川駅南口東京都・立川市合同施設（仮称）(31) 新築昇降機設備工事に係る主要資材発注予定報告書」外2件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

諮問第1536号、第1537号及び第1538号に係る各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる「対象案件1、2及び3」に係る同表の「請求文書」の開示を求める開示請求（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が行った別表2に掲げる本件一部開示決定1、2及び3（以下「本件各一部開示決定」という。）について、それぞれその処分を取り消し、別表3に掲げる各非開示情報のうち、項番9の「別紙主要資材発注予定表（機器及び材料の欄を除く。）」（以下「本件非開示情報」という。）を開示するよう求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求に係る対象公文書として、それぞれ別表2に掲げる「対象公文書」の各公文書を特定した上で、別表3に掲げる「非開示情報」がそれぞれ同表の「根拠規定」に該当することを理由に、それぞれ当該情報に係る部分を非開示とする本件各一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、いずれも令和2年11月9日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年1月28日に諮問第1538号に係る理由説明書を、同年2月3

日に諮問第1536号及び第1537号に係る各理由説明書を、それぞれ実施機関から收受し、同年12月16日（第196回第三部会）及び令和4年1月24日（第197回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 主要資材発注予定報告書及び主要資材発注予定表について

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、東京都が締結する契約に関する事務の手續等について定めており、同規則37条1項では、「財務局長は、知事の承認を得て、契約担当者が作成する契約書に関し、その標準となるべき書式を定めるものとする。」と規定している。

これを受け、平成29年版東京都機械設備工事標準仕様書（平成29年4月）では、工事を受注した業者が提出する工事請負契約関係の書式について、受注者等提出書類処理基準（昭和47年2月25日47財営技発第2号）等によることと規定しており、主要資材発注予定報告書の様式は、東京都における統一様式として、同基準により定められている。

そして、同基準の実施に必要な細目について規定している受注者等提出書類処理要領（昭和60年2月4日59財営技第68号）では、主要資材発注予定表について、同要領で定める様式を使用する旨及び当該予定表を主要資材発注予定報告書の別紙として添付する旨定めている。

また、実施機関によると、昇降機設備工事において、主要資材発注予定報告書は、あらかじめ使用部品を把握するためのものであり、例えば事故のあったメーカーにより製作された部品が含まれていた場合、必要に応じて受注業者に対し、メーカーの変更の申入れ等を行い、より安全な昇降機設備を完成させるための資料であることから、実施機関が、昇降機製作に着手する前に提出を義務付けているものであるとのことである。

イ 審議の併合について

本件各審査請求については、審査請求人が同一であること及びそれぞれの審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、本件各審査請求に係る審査請求書及び反論書において、実施機関が特定した各対象公文書に記載された非開示情報のうち、本件非開示情報の開示を求める旨主張していることから、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について審議することとする。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件各審査請求について、共通の審査請求書及び反論書を提出しており、これらの内容を要約すると、以下のとおりである。

a 条例7条3号該当性について

調達機器の型名、図番、詳細SPEC等の技術情報の公開を請求したのであれば、それは明らかに業者のノウハウであり、業者にとっての秘密の情報として保護されるべきものであるが、調達先の業者名を開示するだけで、なぜ事業者の独自の昇降機製造技術及び部品調達のノウハウに係る秘密の情報の暴露になるのか、その判断の妥当性なり正当性なりを担保し得る論証など一切なされていらない。

また、中小業者が主要機器を調達する際の調達先はほぼ決まっており、中小業者の間ではその存在は公知の事実であり、供給元企業も販路拡大のためにあらゆる手段で宣伝及び広報活動を行っており、特にインターネット全盛の今日では、そうした調達先情報にアクセスすることは極めて容易であるため、業者が機器調達先の業者名を秘匿することには何の意味もない。

b 条例7条6号該当性について

主要資材発注予定報告書について、実施機関では、「安全な昇降機を完成させ

るために不可欠な資料」であると位置づけているため、提出するか否かや記載内容が業者の意向で左右されるような性格のものではないことが明らかである。仮に業者が記載をためらうようなことがあれば、毅然として提出を命じれば良いだけの話であり、「大まかな記載にする」などという不適切なことがあれば、適正な記述をするように指導及び命令をすれば良いだけである。

発注者である実施機関が、業者の顔色を窺うかのような記述をし、「工事施行の適正な執行に支障を来す」などと言うのは見当違いも甚だしい。

c その他の主張について

審査請求人は、本件各開示請求のほか、別の工事案件に関する開示請求を行ったが、当該開示請求の担当部局である中央卸売市場（以下単に「中央卸売市場」という。）では、「主要資材発注予定表」の全てを開示しており、本件各一部開示決定における担当部局（財務局及び港湾局）の対応と中央卸売市場の対応では、全く一貫性のない判断が行われており、驚くばかりである。

実施機関の決定には、何の合理性も根拠もないので、本件各審査請求の全案件について、中央卸売市場の決定と同じく、全ての業者名を開示されるように要請する次第である。

(イ) 実施機関の説明

実施機関は、本件各審査請求に係る弁明書及び理由説明書において、それぞれ同趣旨の説明をしており、これらを要約すると、以下のとおりである。

a 条例7条3号該当性について

昇降機設備工事は、性能を指定し発注するものであり、受注業者は、様々な部品を組み合わせ、一体として性能を発揮するよう昇降機を設計しており、設計に当たっては、独自の技術力及びそれまでの設計、試験、保守等から得たノウハウを駆使している。

また、受注業者は、部品の調達のため、営業力を駆使して調達ルートを構築し、一定の基準を満たしたより性能の良い部品をできるだけ安価に調達することで利益を上げる努力をしており、これらのノウハウ等は、受注業者が培ってきた成果である。

よって、主要資材発注予定報告書に記載された主要資材の製作者名等の情報は、受注業者の独自の昇降機製造技術及び部品調達のノウハウに係る秘密情報であり、本件非開示情報を開示することにより、特定の受注業者の昇降機製造に係る秘密情報を同業他社に与えることとなり、当該受注業者の営業利益が圧迫されるなど、事業運営上の地位が損なわれると認められる。

b 条例7条6号該当性について

主要資材発注予定報告書は、実施機関があらかじめ昇降機設備の使用部品を確認するため、受注業者に対し、昇降機設備の製作に着手する前に提出を義務付けているものである。

しかしながら、本件非開示情報を開示した場合、今後、当該受注業者が主要資材発注予定報告書を提出する際、公開されることを前提として、経営方針が推測されないよう詳細に記載することをためらったり、大まかな記載にする可能性があり、その結果、使用部品を正確に把握し、確認することができなくなる等、昇降機設備工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすものであると認められる。

c 審査請求人のその他の主張について

事業者の保有する情報（取引先等に関する営業上の内部管理情報）の重要性は、各事業者の事業戦略や経営方針により異なるため、意見照会等の結果に基づき、それぞれ個別の判断をすることとなる。

実施機関は、主要資材発注予定報告書を提出した各受注業者に対し、条例15条の規定による意見照会をそれぞれ行い、当該照会結果に基づき非開示情報該当性を総合的に判断し、本件各一部開示決定を行ったものである。

(ウ) 審査会の検討

a 本件対象公文書の見分について

審査会が、本件各審査請求に係る対象公文書のうち、それぞれの主要資材発注予定報告書の別紙として添付されている「主要資材発注予定表」（以下「本件対象公文書」という。）を見分したところ、本件対象公文書は、「機器及び材料」、

「製作者名」、「代理店」、「代理店住所」、「代理店電話」及び「備考」の各欄から構成されており、いずれも本件各昇降機設備工事において主要資材として使用される予定の部品（以下「主要資材」という。）について、その名称、製作者名等の情報が、各欄に応じて記載されていることが確認された。

また、本件非開示情報を見分したところ、当該情報には、本件各契約に係る主要資材のうち、本件各契約の受注業者（以下「本件各受注業者」という。）が他の事業者（以下「調達先業者」という。）から調達する主要資材について、その製作者に係る情報が記載されていることが確認された。

なお、本件各受注業者は、いずれも複数の調達先業者から主要資材を調達する旨、本件対象公文書に記載していることが確認された。

b 条例7条3号該当性について

審査会が検討したところ、本件各受注業者による調達先業者の選定や主要資材の調達に関する情報は、当該受注業者の具体的な取引先を示すものであり、営業上の内部管理情報であると認められる。

実施機関の説明によると、本件各受注業者はいずれも様々な主要資材を調達しており、より安価に、かつ一体として性能を発揮するように当該主要資材を組み合わせているとのことであり、これを踏まえると、本件各受注業者が、どの業者から主要資材を調達し、どのように組み合わせているかという情報は、本件各受注業者のノウハウに係る生産技術上の情報であると認められる。

また、主要資材発注予定報告書は、より安全性の高い昇降機を完成させるため、事業者に提出を求める文書であることから、当該事業者には、より詳細な主要資材の報告が求められるものであると認められ、その特殊性に鑑みると、本件非開示情報を公にすることは本件各受注業者の営業秘密を侵害するものと認められる。

以上のことから、本件非開示情報は、公にすることにより、今後の同種工事における事業者の競争上の地位その他正当な利益を害する情報であると認められ、条例7条3号に該当し、非開示が妥当である。

c 条例7条6号該当性について

実施機関の説明によると、本件非開示情報については、本件各受注業者に対し意見照会を行い、その結果を踏まえ、非開示情報に該当すると判断したとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報は、本件各受注業者が営業上の秘密等の情報であるとして非開示とすることを希望した部分であることから、当該情報を公にすることになると、本件各受注業者が本件非開示情報を公にされることを危惧して、今後、主要資材の製作者名等を正確かつ詳細に報告しなくなるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

また、審査請求人は、仮に本件各受注業者が主要資材発注予定報告書への詳細な記載をためらうような場合等は、毅然として提出を命じ、適正な記述をするよう指導すれば良い旨主張する。

しかしながら、主要資材発注予定報告書は、実施機関があらかじめ、使用予定の主要資材を確認し、必要に応じて、受注業者に対して工事施行前に調達先業者の変更を申し入れるなどして、より安全な昇降機設備を完成させるための文書であるとのことであり、これを踏まえると、今後、受注業者が、記載内容を公にされることを懸念して本件対象公文書への正確かつ詳細な情報が記載されなくなった場合、実施機関における主要資材の事前把握及び変更の必要がある調達先業者の発見が困難になるおそれがあると認められ、その結果、安全な昇降機設備を完成させるための工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすとの実施機関の説明は、首肯できる。

以上のことから、本件非開示情報は、公にすることにより、工事施行に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められることから、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

d 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、前記（ア）cのとおり、中央卸売市場の決定に合わせ、本件非開示情報を開示するよう求めている。

実施機関は、本件各一部開示決定において、本件各受注業者に対し意見照会を行い、その結果を踏まえた上で、本件非開示情報が条例7条3号及び6号に該当すると判断しているものである。

審査会が検討したところ、事業者の保有する情報の重要性は、実施機関が説明するとおり、各事業者の事業戦略、経営方針、工事内容等により異なるものであると認められることから、主要資材発注予定報告書に記載されている情報の非開示情報該当性については、記載内容等に照らして実施機関において個別に判断されるべきであると認められる。

したがって、中央卸売市場において主要資材発注予定表の各項目が開示されているとしても、意見照会の結果等を踏まえた上で非開示情報該当性の判断を行った結果、本件非開示情報を非開示とした各実施機関の決定は、前記 b 及び c のとおり、妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、本件各審査請求に係る審査請求書及び反論書においてその他の種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明

別表1 本件開示請求

		開示請求の内容	諮問番号 (担当部局)
対 象 案 件	1	立川駅南口東京都・立川市合同施設（仮称）（31）新築昇降機設備工事（2019年7月18日開札）	第1536号 (財務局)
	2	都立立川学園特別支援学校（仮称）（31）増築昇降機設備工事（2020年2月20日開札）	第1537号 (財務局)
	3	平成31年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築エレベータ設備工事（2019年6月3日見積）	第1538号 (港湾局)
請 求 文 書	<p>(1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり（見積書）</p> <p style="padding-left: 2em;">* 業者名・総額・号機毎単価が分かればOK（*号機毎の機器/工事明細は不要）</p> <p>(2) 予定価格書</p> <p>(3) 入札経過調書・見積経過調書</p> <p>(4) 随契の理由書</p> <p>(5) 予定価格並びに最低制限価格の公表区分（事前公表or事後公表）が分かる文書</p> <p>(6) エレベータ/エスカレータの基本仕様・付加仕様・意匠仕様が分かる文書・図面</p> <p style="padding-left: 2em;">*エレベータ据付図面・乗場意匠図・かご室意匠図は必要</p> <p style="padding-left: 2em;">*エスカレータ据付図面（平面図・断面図）は必要</p> <p style="padding-left: 2em;">*建物配置図・建物平面図・電気意匠品（かご操作盤/乗場釦/インジケータ等）の図面は不要</p> <p>(7) 工事設計内訳書：予定価格内訳&“種目別・科目別・中科目別・細目別”内訳の全て</p> <p style="padding-left: 2em;">*但し“撤去に関連する建築・電気/機械設備・産廃処理”の細目は不要</p> <p>(8) 改修工事についてのみ；</p> <p style="padding-left: 2em;">(7-1) 改修工事の具体的内容と改修範囲がわかる文書</p>		

	<p>*完全撤去取替改修なのか既設流用機器があるのか、</p> <p>*既設流用がある場合にはどの機器を流用するのか(=どの機器が新規手配になるのか)が判別できる文書</p> <p>(7-2) 既設昇降機のメーカー名: 文書不存在ならメーカー名を電子メールで回答頂ければOK</p> <p>(9) 主要機器の調達先が分かる文書</p> <p>(エレベータ): 巻上機・巻上モーター・制御盤・調速機・非常止/かご枠・レール・かご室等</p> <p>(エスカレータ): 駆動機・モーター・トラス・レール・ステップ・駆動チェーン・ゴム手摺・外側板等</p>
--	---

別表2 本件一部開示決定

	対象公文書	施行日	諮問番号 (担当部局)
1	<p>立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称)(31) 新築昇降機設備工事</p> <p>(1) 上記に係る見積書</p> <p>(2) 上記の主要資材発注予定報告書</p>	令和2年 8月4日	第1536号 (財務局)
2	<p>都立立川学園特別支援学校(仮称)(31)増築昇降機設備工事</p> <p>(1) 見積書</p> <p>(2) 主要資材発注予定報告書</p>	令和2年 8月4日	第1537号 (財務局)
3	<p>平成31年度13号地新客船ふ頭ターミナル施設新築エレベータ設備工事</p> <p>上記工事に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・主要資材発注予定報告書 ・主要資材発注予定表 	令和2年 7月30日	第1538号 (港湾局)

別表3 各対象公文書の非開示情報、非開示とする根拠規定及び該当する公文書（対象公文書1、2及び3共通）

項番	非開示情報	根拠規定	該当する公文書
1	個別の見積単価に係る部分（開示することによって、個別の見積単価が推測される部分を含む。）	条例7条3号	見積書（諮問第1536号、第1537号及び第1538号）
2	見積書提出者の印影	条例7条4号	
3	見積書提出担当者の役職・氏名（代表者及び支店長を除く。）	条例7条2号	
4	見積書提出担当者の印影	条例7条4号	
5	見積書提出担当者のメールアドレス	条例7条2号	
6	現場代理人の印影	条例7条4号	主要資材発注予定報告書（諮問第1536号及び第1537号）
7	監理業務受託者の担当者氏名	条例7条2号	
8	監理業務受託者の担当者印影	条例7条4号	
9	別紙主要資材発注予定表（機器及び材料の欄を除く。）（本件非開示情報）	条例7条3号	主要資材発注予定報告書及び主要資材発注予定表（諮問第1538号）
		条例7条6号	